

質問回答

NO.	質問	回答
1	本事業の請負額の支払い時には、実際にかかった経費での精算処理が伴わないという理解でよろしいでしょうか。	御認識のとおり、本業務の支払いは契約金額を基に行われます。
2	本事業における人件費単価は、弊社規程により定めたものを利用してよろしいでしょうか。	入札参加者における積算単価については、任意と認識しています。
3	本事業で業務の一部を外注する場合、随意契約により契約してもよろしいでしょうか。もしくは、2社以上の見積もりを取得し、比較の上契約する必要があるでしょうか。	再委任等は、契約書第5条で原則禁止とされているため、再委任等が必要となった場合は、事前に再委任等承諾申請書を提出いただく必要があります。 再委任等は業務の一部を効率性、合理性の観点から例外的に外部に発注するものであるため、再委任等を行う理由、必要性（又は合理性）、再委任等を行う業務の範囲、再委任等に係る金額、再委任等を行う者において再委任等業務の履行能力等を審査いたします。
4	仕様書の3（2）や3（3）口において定められている有識者及び検討会委員の謝金額は、本体価格（税別）・源泉税込みの金額でしょうか。あるいは、受領者に仕様書の額が振り込まれるように金額を調整すべきでしょうか。	仕様書に記載の金額を振り込むことを想定しています。
5	本業務において検討すべき生物多様性の価値評価手法とは、生物多様性の定量評価のみならず、貨幣による取引を念頭に置いた財務的価値への換算までを含むとの理解でよろしいでしょうか。	生物多様性そのものの定量的な価値評価手法を土台として、想定される取引制度の仕組みや課題を検討することを考えています。 貨幣による取引を念頭に置いた財務的価値への換算について、現時点では想定しておりません。
6	仕様書3（3）の検討会には、委員・事務局関係者のほかに、一般からの傍聴者等の受け入れは想定していないという理解でよろしいでしょうか。	検討会の一般傍聴は、オンラインで参加いただくことを想定しております。